

仕 様 書

令和 2 ～ 4 年度国立劇場おきなわ
携帯電話等抑止装置一式の賃貸借

(期間：令和 2 年 4 月～令和 5 年 3 月：36ヶ月間)

仕様書

- 1 件名 令和2～4年度国立劇場おきなわ携帯電話等抑止装置一式の賃貸借
- 2 目的 携帯電話等抑止装置の運用による携帯電話等を使用することが出来ない圏外エリアの確保・維持・管理を目的とする。
- 3 範囲 業務の範囲は、携帯電話等抑止装置の賃貸借、導入時の初期調整から導入後の保守、機器の追加及び調整、無線局変更申請及び電波監理局による検査調整等、圏外空間を維持管理する一切を言う。
- 4 業務履行場所 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号国立劇場おきなわ大劇場・小劇場
- 5 賃貸借期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 6 業務の内容
 - (1) 携帯電話等抑止装置（以下「装置」という。）を、国立劇場おきなわ大劇場・小劇場の最適な場所に設置すること。
 - (2) 「装置」は、観客席内で所持する日本国内で使用できるすべての携帯電話とPHS電話の着信、送信を完全に抑止できるものとすると共に、ロビー、ホワイエ、楽屋等には影響を与えないように調整する。
 - (3) 「装置」は、劇場で使用している次にあげる無線機器等と音響設備、照明設備、舞台操作設備等に干渉を与えないものとする。特にワイヤレスマイクシステムに関しては、「装置」電源投入時に微小な雑音も混入しないものとし、各メーカーのワイヤレスマイク検証済証明書を添付することとする。
 - ①ワイヤレスマイクシステム（※ 全チャンネル動作時を試験環境とする）
 - ②ワイヤレスインカム装置
 - ③デジタルワイヤレスインカム装置
 - ④劇場案内用簡易無線機

※携帯電話等抑止各メーカーのワイヤレスマイク検証済証明書一覧表

メーカー名	ワイヤレスマイク名
ゼンハイザージャパン株式会社	SENNHEISER
パナソニック電器産業株式会社	RAMSA
株式会社オーディオテクニカ	audio-technica
株式会社タムラ製作所	TAMURA
ヒビノ株式会社	SHURE
日伸音波株式会社	MAXON
TOA株式会社	TOA
SONY株式会社	SONY

- (4) 「装置」が心臓ペースメーカー等に影響を与えない旨を明示するために、公的機関による検証済み成績書等を添付することとする。(JQA等)
- (5) 電源は既設のものを使用するが、ACコンセントから「装置」までの経路は消防法に合致した処理を行うものとする。
- (6) 障害発生時には、国立劇場おきなわより連絡を受けた後、直ちに処置することとする。
- (7) 「装置」は、美観を損なわないように設置場所並びに設置方法を考慮すること。
また、舞台並びに劇場運用に支障をきたさない位置に設置する。
- (8) 「装置」は、運用開始後に発売される新機種にも対応ができ、今後開発される次世代携帯電話等に簡易に対応できるものとする。
- (9) 携帯電話基地局の増設に伴い抑止能力が低下した場合は、ソフト上及び装置内への追加機器等の増設で簡易に対応できるものとする。
- (10) 契約期間内に年1回以上の機器保守点検及び電波状況確認を行い、スペクトラムアナライザ(電波測定機器)にて測定を実施し、測定データを添付した保守点検報告書を提出するものとする。
- (11) 無線局免許申請を代行して行う。
- (12) 無線局免許申請及び許認可のための落成検査の調整及び費用を全て負担するものとする。
- (13) 「装置」は、電波法に合致する規格のものとする。
- (14) その他、「装置」の設置、及び運用の詳細について国立劇場おきなわと協議し適切に行うものとする。